



# 熊本県公報

第 1 2 6 4 3 号

平成 29 年 8 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 救急病院に関する申出の撤回…………… (医療政策課) 2
- 救急病院の認定…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2

**公 告**

- 公共測量の実施…………… (監理課) 3
- 第46回採石業務管理者試験の実施…………… (エネルギー政策課) 3
- 平成29年度熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 3
- 個人企業経済調査調査員証の失効…………… (統計調査課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (〃) 5

**登 載 依 頼**

- 環境影響評価準備書の作成…………… (菊池環境保全組合) 7
- 平成29年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会の開催…………… (熊本県公立大学法人評価委員会) 7
- 平成29年度第1回熊本県障害者施策推進審議会の開催…………… (熊本県障害者施策推進審議会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第705号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村
- 3 検査日等

| 検査日        | 検査受付時間          | 検査場所                   |
|------------|-----------------|------------------------|
| 平成29年9月4日  | 午前10時から午後3時まで   | 農村環境改善センター             |
| 平成29年9月5日  | 午前10時から正午まで     | J A阿蘇 グリーンショップ<br>やまびこ |
| 平成29年9月5日  | 午後1時30分から午後3時まで | J A阿蘇 山田支所             |
| 平成29年9月6日  | 午前10時から午後3時まで   | J A阿蘇 黒川支所第二倉庫         |
| 平成29年9月7日  | 午前10時から午後3時まで   | 一の宮体育館                 |
| 平成29年9月8日  | 午前10時30分から正午まで  | 阿蘇市波野支所                |
| 平成29年9月8日  | 午後1時30分から午後3時まで | 産山村役場                  |
| 平成29年9月11日 | 午前11時から正午まで     | 杖立多目的広場                |
| 平成29年9月11日 | 午後1時30分から午後3時まで | 旧北里小学校                 |
| 平成29年9月12日 | 午前10時から午後2時まで   | 小国町役場                  |
| 平成29年9月12日 | 午後2時20分から午後3時まで | 小国公立病院                 |

|                  |                             |                |
|------------------|-----------------------------|----------------|
| 平成 29 年 9 月 13 日 | 午前 10 時から午後 3 時まで           | 南小国町自然休養管理センター |
| 平成 29 年 9 月 14 日 | 午前 10 時 30 分から午後 2 時 30 分まで | 高森町草部出張所       |
| 平成 29 年 9 月 15 日 | 午前 10 時 30 分から午後 3 時まで      | 高森町高森総合センター    |
| 平成 29 年 9 月 19 日 | 午前 10 時から午後 3 時まで           | 南阿蘇村役場（新庁舎）    |
| 平成 29 年 9 月 20 日 | 午前 10 時から午後 2 時まで           | 南阿蘇村役場（新庁舎）    |
| 平成 29 年 9 月 21 日 | 午前 10 時から午後 3 時まで           | 西原村役場          |

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称  
一般社団法人熊本県計量協会

**熊本県告示第 706 号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 20 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 48 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所                   | 事業所の名称及び所在地                       | 登録番号      | 登録年月日            | サービスの種類  |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------|------------------|----------|
| 社会福祉法人順風会<br>宇土市下網田町 1905 番地 | ショートステイ<br>西城園<br>宇土市下網田町 1905 番地 | 431100313 | 平成 29 年 7 月 21 日 | 短期入所生活介護 |

**熊本県告示第 707 号**

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の申出が撤回されたので、同令第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 名 称             | 所 在 地               | 撤 回 日            |
|-----------------|---------------------|------------------|
| 社会医療法人社団高野会高野病院 | 熊本市中央区帯山四丁目 2 番 8 号 | 平成 29 年 7 月 31 日 |

**熊本県告示第 708 号**

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 名 称                      | 所 在 地               | 認 定 期 間                                 |
|--------------------------|---------------------|---|
| 社会医療法人社団高野会大腸肛門病センター高野病院 | 熊本市中央区大江三丁目 2 番 5 号 | 平成 29 年 8 月 1 日から<br>平成 32 年 7 月 31 日まで |

**熊本県告示第 709 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称        | 事業所の所在地           | 指定年月日           | サービスの種類 |
|------------|---------------|-------------------|-----------------|---------|
| 合同会社福寿     | デイサービス<br>福寿草 | 玉名市岱明町古閑 423 番地 1 | 平成 29 年 8 月 1 日 | 通所介護    |

**熊本県告示第 710 号**

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称        | 事業所の所在地            | 指定年月日         | サービスの種類      |
|------------|---------------|--------------------|---------------|--------------|
| 合同会社福寿     | デイサービス<br>福寿草 | 玉名市岱明町古<br>閑423番地1 | 平成29年<br>8月1日 | 介護予防通所<br>介護 |

**公 告**

**熊本県公告第428号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本県北広域本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作業種類              | 作業期間                           | 作業地域        |
|-------------------|--------------------------------|-------------|
| 公共測量（空中写真撮影、数値図化） | 平成29年 7月11日から<br>平成29年10月20日まで | 山鹿市鹿本町来民他地内 |

**熊本県公告第429号**

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第46回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時  
平成29年10月13日（金）  
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所  
熊本市中央区水前寺公園28-51  
ホテル熊本テルサ3階たい樹
- 3 試験の方法及び科目  
試験は、筆記試験とし、その科目は、次のとおりとする。  
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）  
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験願書の受付期間等  
平成29年9月1日（金）から平成29年9月29日（金）まで（閉庁日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。  
なお、郵送による申込みの場合は、平成29年9月29日（金）までの消印があるもの  
のみに限り受け付ける。
- 5 提出書類  
(1) 業務管理者試験受験願書  
(2) 履歴書  
(3) 受験票  
(4) 写真（手札形（12cm×8cm）とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した  
正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。）  
(5) 受験手数料  
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。  
(6) 提出書類確認表
- 6 受験願書の請求先及び提出先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課資源班  
電話 096-333-2322

**熊本県公告第430号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

- (1) 期日  
平成 29 年 12 月 17 日（日）
- (2) 場所  
熊本大学黒髪北キャンパス 熊本市中央区黒髪二丁目 40 番 1 号

2 試験時間、試験項目及び問題数

試験時間、試験項目及び問題数は、次のとおりとする。

| 試験時間                        | 試験項目              | 問題数  |
|-----------------------------|-------------------|------|
| 午前 10 時 30 分から午後 0 時 30 分まで | 医薬品に共通する特性と基本的な知識 | 20 問 |
|                             | 人体の働きと医薬品         | 20 問 |
|                             | 医薬品の適正使用と安全対策     | 20 問 |
| 午後 2 時から午後 4 時まで            | 主な医薬品とその作用        | 40 問 |
|                             | 薬事に関する法規と制度       | 20 問 |

3 受験手続等

- (1) 受験申請書等の請求  
受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。  
なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120 円分の切手を貼った角形 2 号封筒（1 部請求の場合））を同封の上請求すること。
- (2) 受験申請書等の提出期間  
平成 29 年 8 月 28 日（月）から同年 9 月 8 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、郵送による場合は、平成 29 年 9 月 8 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (3) 受験申請書等の提出先  
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所
- (4) 提出書類  
受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。  
ア 登録販売者試験受験申請書  
イ 写真台帳  
ウ 写真（提出前 6 か月以内に撮影した、縦 5 センチメートル、横 4.5 センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。）
- (5) 受験手数料  
13,000 円
- (6) 受験票の送付  
受験申請書等の受付後、平成 29 年 11 月初旬に受験者宛てに送付する。

4 合格発表

平成 30 年 1 月 30 日（火）午前 10 時に熊本県庁行政棟本館 1 階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

5 問合せ先

- (1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2242
- (2) 最寄りの熊本県保健所

熊本県公告第 431 号

次の個人企業経済調査調査員証は、平成 29 年 7 月 12 日に効力を失った。

平成 29 年 8 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 調査員証の区分      | 発給番号  |
|--------------|-------|
| 個人企業経済調査調査員証 | 第 3 号 |

熊本県公告第 432 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告

する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者  |           | 賃借権の設定等を受ける土地          |
|---------------|-----------|------------------------|
| 氏名又は名称        | 住 所       |                        |
| 原田 大輔         | 菊池市深川     | 菊池市深川字菊ノ池102番1ほか3筆     |
| 加茂野 友一        | 菊池市出田     | 菊池市出田字小柳176番ほか5筆       |
| 株式会社花まる農場     | 菊池市七城町新古閑 | 菊池市木柑子字西原1005番1ほか9筆    |
| 佐々 誠          | 菊池市七城町新古閑 | 菊池市七城町新古閑字宮の前299番2ほか2筆 |
| 栃原 慶三         | 菊池市七城町加恵  | 菊池市七城町加恵字宅地197番1ほか2筆   |
| 西川 和範         | 玉名市大浜町    | 玉名市大浜町字烏帽子開3488番1      |
| 星野 泉          | 玉名市滑石     | 玉名市滑石字共和開3406番1ほか4筆    |
| イチノセ・ファーム株式会社 | 玉名市川部田    | 玉名市玉名字幣ノ前493番ほか8筆      |
| 大家 泉          | 玉名市横島町共栄  | 玉名市横島町共栄字新栄305番        |

## 2 認可年月日

平成29年8月1日

## 熊本県公告第433号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |           | 賃借権の設定等を受ける土地          |
|--------------|-----------|------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所       |                        |
| 千代農産株式会社     | 宇土市松山町    | 宇土市下網田町字十二曲3395番4ほか2筆  |
| 馬場 理絵        | 宇土市築籠町    | 宇土市椿原町字園田237番1ほか2筆     |
| 馬場 正行        | 宇土市築籠町    | 宇土市椿原町字古閑元225番1ほか1筆    |
| 山下 順治        | 天草市本町下河内  | 天草市本町本字平265番           |
| 農事組合法人一町田下   | 天草市河浦町久留  | 天草市河浦町白木河内字下古里166番1    |
| 園田 建治        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字中鶴4201番      |
| 谷口 信一        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字轟4063番ほか5筆   |
| 野口 秀人        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字中山2982番1ほか7筆 |
| 鶴田 佳子        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字馬場4472番      |
| 山下 孝         | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字中鶴4269番      |
| 野口 猛         | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字轟4044番ほか2筆   |
| 飯田 義明        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字辻1411番ほか5筆   |
| 本田 嘉利        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字南904番1ほか6筆   |
| 本多 一溢        | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字馬場4423番ほ     |

|        |           |                          |
|--------|-----------|--------------------------|
|        |           | か2筆                      |
| 浪床 耕三  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字轟4034番ほか9筆     |
| 杉谷 薫   | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字宮ノ前4634番       |
| 桑野 重治  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字内釜4782番ほか1筆    |
| 杉谷 猪熊  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字内釜4796番1       |
| 船元 一徳  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字宮ノ前4645番       |
| 山本 容一  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町大宮地字下釜4840番ほか1筆    |
| 山本 容一  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町大宮地字下釜4839番        |
| 野崎 幸雄  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町大宮地字下釜4847番4ほか1筆   |
| 小山 孝行  | 天草市新和町大多尾 | 天草市新和町小宮地字住吉4881番2       |
| 松本 和之  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字甫木ノ下6194番ほか11筆 |
| 高田 誠   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字京仙松1876番1ほか10筆 |
| 田嶋 賢司  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字平良2047番1ほか1筆   |
| 濱田 勉   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字杉ノ下163番2ほか9筆   |
| 井上 正   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字氏神7703番ほか2筆    |
| 赤石 均   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字八郎4669番ほか5筆    |
| 浦田 和興  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字上木場7200番       |
| 荒木 泰匡  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字小平3688番1ほか1筆   |
| 桂木 津留子 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字土手外5535番2ほか6筆  |
| 藤田 千鶴子 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字土手附137番139     |
| 岩下 義明  | 天草市新和町大多尾 | 天草市新和町小宮地字藏ノ前331番2ほか2筆   |
| 森下 英治  | 天草市新和町大多尾 | 天草市新和町小宮地字瀧ノ元6786番1ほか3筆  |
| 荒木 啓一郎 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字赤崎9693番ほか6筆    |
| 池田 寿幸  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字園山口293番5ほか9筆   |
| 上原 齊   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字中ノ手2067番       |
| 野崎 謙次  | 天草市新和町大宮地 | 天草市新和町小宮地字荒新開5207番214    |
| 山迫 晃嗣  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字札ノ下5106番2      |
| 山迫 晃嗣  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字小屋ノ前5137番2ほか1筆 |
| 竹元 久   | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字須駄道1228番1ほか26筆 |
| 平通 時義  | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字大手522番2ほか2筆    |

2 認可年月日  
平成29年8月1日

**登載依頼**

**公告**

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定により、新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成29年8月1日

菊池環境保全組合長 後藤 三雄

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 菊池環境保全組合
  - (2) 代表者の氏名 組合長 後藤 三雄
  - (3) 主たる事務所の所在地 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 新環境工場等整備事業
  - (2) 種類 エネルギー回収型廃棄物処理施設、一般廃棄物最終処分場
  - (3) 規模 エネルギー回収型廃棄物処理施設 処理能力 170トン/日  
一般廃棄物最終処分場 埋立面積 10,540平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置  
熊本県合志市幾久富地内
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
熊本県合志市、菊池市、大津町及び菊陽町の各一部  
(対象事業実施区域及びその周辺)
- 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
ア 合志市役所合志庁舎（環境衛生課）  
イ 菊池市役所（環境課）  
ウ 大津町役場（環境保全課）  
エ 菊陽町役場（環境生活課）  
オ 菊池市洒水支所（市民生活課）  
カ 菊池保健所（衛生環境課）  
キ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
  - (2) 期間 平成29年8月1日（火）から平成29年8月30日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出  
環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 平成29年9月13日（水）（消印有効）
  - (2) 提出先 〒869-1233 熊本県菊池郡大津町大字大津115番地  
菊池環境保全組合 建設推進課
  - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 問い合わせ先  
熊本県菊池郡大津町大字大津115番地  
菊池環境保全組合 建設推進課  
電話 096-243-5515（直通）

**熊本県公立大学法人評価委員会公告第2号**

平成29年度第2回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。  
平成29年8月1日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小野 友道

- 1 開催日時  
平成29年8月9日（水）  
午後1時30分から（3時間程度）
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁本館13階 展望会議室
- 3 議題  
【審議】  
・平成28年度業務実績評価書（案）  
【意見聴取】  
・第2期中期目標期間の終了時の検討にかかる意見（案）
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。  
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県障害者施策推進審議会公告第1号**

平成29年度第1回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。  
平成29年8月1日

熊本県障害者施策推進審議会

- 1 開催日時  
平成29年8月23日（水）  
午前10時から
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）  
(1) 第5期熊本県障がい者計画中間見直しの基本方針について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員について  
10人
- 5 傍聴手続について  
(1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、8月8日（火）までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号  
熊本県障害者施策推進審議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画調整班）（電話 096-333-2236）